



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

光回線サービスの契約にご注意！

光回線サービスの勧誘に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。特に、「光コラボレーション（NTT 東日本・西日本から卸売りを受けた事業者が提供するサービス）」と呼ばれる光回線サービスでは、勧誘を受けて十分に理解しないまま契約し、トラブルになるケースがあります。

【県内事例①】

母が、自宅に訪した男性社員から、「通信料を安くする工事の案内で来た」と言われ詳しい説明を受けないまま申込書への記入を求められ、私の名前を書いて押印せずに渡した。翌日、業者に電話をしたが繋がらず、2週間後に「申込受付のお知らせ」が来たので、説明を求めるため業者に電話すると、男性社員の上司から「勝手に契約したことはお詫びするが、詳細は不明」と言われた。悪質な訪問販売ではないか。

（契約当事者：年代不明 女性）

【県内事例②】

契約中の大手通信会社の女性から、「固定電話の光回線をやり直す工事をするると月額料金が安くなる。工事費は不要」と言われ了承。後で会社の上司から電話がかかり、夫に代わったところ、断ったようだ。「契約書等書類がないので不審だ。消費生活センターに相談したほうがよい」と夫に言われ、心配になった。

（70代 女性）

アドバイス

1. 契約する事業者名やサービス名、また月額料金やオプションサービス、解約料等を正確に理解しましょう。
2. 勧誘をされてもすぐに契約せず、現在の契約と比較し、必要がなければきっぱり断りましょう。
3. 光回線の契約は、電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象で、契約書面が届いた日から8日以内であれば違約金なく解約できます。ただし、事務手数料、工事費、利用したサービス料金は支払う必要があります。
4. 困ったときにはすぐに消費生活センター等に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）



©KANAGAWA2013